平成２７年７月２１日

会員各位

大阪府宅地建物取引業協会

なにわ京阪支部

支部長　宮本 淳一

インスペクター登録希望者募集について

拝啓　時下ますますご清祥の事とお慶び申し上げます。

平素は支部諸活動に何かとご尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

　先般報道もされている通り、中古住宅の市場活性化策として、ホームインスペクション（住宅診断）を徹底し、販売時に説明を義務付ける法改正が検討されています。

このようにインスペクションへの需要が高まる中、協会で行っている不動産無料相談所にインスペクションについての相談が寄せられた時のため、インスペクションのサービスを行うことが出来る会員の名簿を作成したく、下記基準を満たす会員（従業員）を募集する事となりました。

　つきましては、下記登録基準を参照頂き、登録を希望される方は別紙に必要事項を記入頂き、支部へご提出下さい（８月１１日締切）。

敬具

記

【登録基準について】以下の条件を満たす方。

・会員代表者または従業員であること。

・建築士または建築施工管理技士であること。

・「既存住宅インスペクション・ガイドライン」（平成２５年６月 国土交通省）に準拠した研修の受講歴があること。

（例：既存住宅売買瑕疵保険における「既存住宅現況検査技術者講習」、

フラット３５（中古住宅）等における「適合証明技術者業務講習」）

【名簿の利用について】

・不動産無料相談所において、インスペクターの紹介を希望される相談者へ名簿を提供。

・大阪の住まい活性化フォーラムが実施する「空き家相談窓口」登録申請時に、大阪の住まい活性化フォーラム事務局へ名簿を提出。

【その他】

・７・８月号広報にも同内容を掲載予定。

以上